

## 2)名称

アレルゲンの対象範囲(28品目)

| 名称   | 焼き菓子   |
|------|--|
| 原材料名 | 小麦粉(国内製造)、砂糖、卵、マーガリン、アーモンドパウダー、粉糖(砂糖、コーンスター<br>チ)／膨脹剤、乳化剤、着色料(カロチン)、香<br>料(一部に小麦・卵・乳成分・アーモンドを含む) |
| 内容量  | 5枚   |
| 賞味期限 | 枠外下部に記載  |
| 保存方法 | 直射日光・高温多湿を避けて、常温で保存して<br>ください。   |
| 製造者  | 社会福祉法人大授<br>千葉県千葉市〇〇区××町△△一△   |

賞味期限:2023. 12. 24

- ◆ 食品の内容を的確にあらわす一般的な名称を表示する。
- ◆ 事項名については、「名称」に代えて、「品名」「品目」「種類別名称」と表示することもできる
- ◆ 食品表示基準や公正競争規約、乳等省令等で名称が定められている品目は、それに従つて表示をする。

⇒パンの場合、食品表示基準で、名称は、「食パン」「菓子パン」「パン」のいずれかを表示する

- ◆ 名称の規定がない品目は、「その内容を表す一般的な名称」を表示する

## 名称に個別ルールを定めた食品(42)

農産物缶詰及び農産物瓶詰／トマト加工品／乾しいたけ／マカロニ類／ハム類／プレスハム／混合プレスハム／ソーセージ／混合ソーセージ／ベーコン類／魚肉ハム類及び魚肉ソーセージ／削りぶし／うに加工品／うにあえもの／乾燥わかめ／塩蔵わかめ／みそ／しょうゆ／ウスター／ソース類／ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料／食酢／乾燥スープ／食用植物油脂／マーガリン類／チルドハンバーグステーキ／チルドミートボール／チルドぎょうざ類／豆乳類／にんじんジュース及びにんじんミックスジュース／農産物漬物／ジャム類／乾めん類／パン類／凍り豆腐／畜産物缶詰及び畜産物瓶詰／煮干魚類／風味調味料／調理冷凍食品／レトルトパウチ食品／調理食品缶詰及び調理食品瓶詰／炭酸飲料／果実飲料

### パン類の名称ルール

| 名称   | 定義  | 商品名例  |
|------|---|---|
| 食パン  | ◆パン生地を食パン型(直方体又は円柱状の焼型をいう)に入れて焼いたもの   | 食パン   |
| 菓子パン | ◆あん、クリーム、ジャム類、食用油脂等をパン生地で包み込み、若しくは折り込み、又はパン生地の上部に乗せたものを焼いたものであって、焼かれたパン生地の水分が10%以上のもの<br>◆パン生地にあん、ジャム類、チョコレートナッツ、砂糖類、フランペースト類及びマーガリン類並びに食用油脂等をクリーム状に加工したものを詰め、若しくは挟み込み、又は塗布したもの | あんぱん<br>クリームパン<br>メロンパン<br>ジャムパン<br>チョコレートコルネ |
| パン   | ◆上記以外のパン  | フランスパン<br>ロールパン                               |